

ある日、インターネットで見た記事に「ルーマニアでイルカに『人権』を」というものがあり、とても驚きました。そしてその後に入ったものが、「インドがイルカを『人』と認めた」という記事でした。それによると、インドではイルカは「人類ではない人」なのだそうです。

そのような記事を読んだ後では、アメリカで「チンパンジーにも人権があるのか」という裁判が行われている記事を読んでも、大して驚かなくなっていました。

さて、これはいったいどういうことなのか。調べてみると、どうやらこれは「動物の権利を守る」という運動でした。このような思想は紀元前からあるそうです。そう考えてみると、日本でも江戸時代に「生類憐みの令」というものがあったのを思い出しました。

「動物の権利を守る」という運動は、「性差別や人権差別に反対する運動の延長上にある」という考え方のようです。そうならば当然、人間の権利も守らなければいけません。生類憐みの令も、犬ばかりが大事にされたかのように思われていますが、実は本来の目的は、当時横行していた「捨て子を

「人権って？」

保護する」というものだったとも言われています。そう考えると、はじめはとんでもない話に思えたイルカの人権の話も、少しは理解できる気がしてきました。

とは言っても、やはりそれは人間の「人権」がきちんと守られた上での話です。残念なことに、今の世の中では、動物の権利よりも前に守らなければいけない「人権」はたくさんあるように思えます。

動物の権利を守るということについては、人それぞれ考え方が違うと思いますが、なによりも「動物も人も、身近な命を大切にすることを始めよう」と思いました。

このシリーズは、あなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願います。人権について考えるきっかけになることを目的としています。

問い合わせ

人権啓発広報委員会

880・6569